

主要国における公的年金税制の概要

(2022年1月現在)

			日本	米国	英国	ドイツ	フランス
制度類型			E E T	T E T	T E T	E E T	E E T
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり (1 / 2)	控除なし	控除あり (限度額あり) (注4)	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) (注4)	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税 (注2)	一部課税 (注3)	課税	課税 (注5)	課税 (注6)

(注1) TはTaxed (課税)、EはExempt (非課税) を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。

(注2) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注3) 給付額の一定部分が課税対象となる(給付額の50%とその他の所得の合計額が、25,000ドル超34,000ドル以下の場合には、㊷給付の50%、㊸25,000ドルを超える部分の50%、のうち少ない方の金額(※)が課税対象。当該合計額が34,000ドル超の場合には、㊹給付の85%、㊺「34,000ドルを超える部分の85%+(※)」で計算された額又は4,500ドルのうち少ない金額、のうち少ない方の金額が課税対象(単独申告の場合))。

(注4) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる)。年金保険料の控除割合は、㊻実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2022年に94%、㊼概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2022年に88%となっている。㊽㊾いずれも2025年に100%となる予定。

(注5) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇(2022年は82%。2040年に100%となる予定))。また、当該部分について、他のタイプの年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注6) 年金額に対する10%の控除(世帯構成員一人あたり最低控除額400ユーロ、世帯あたり控除限度額3,912ユーロ)が認められる。